

# 三原市立須波小学校生徒指導規定

**趣旨** この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定め、教職員が同一の基準で指導にあたるためのものである。

## 1. 服装について

服装は、1年を通して、本校指定の標準服・帽子を着用する。衛生的で身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。服装の規定が守れていない児童については、保護者に直すことを依頼する。

### (1) 標準服・靴について

- ・登校する服装は制服上下・白ポロシャツ・くつ下で学校に来る。
- ・天候や体調によっては、ベスト・セーター・カーディガン等での登校を可とする。
- ・校舎内では、セーターやベスト、カーディガン等で過ごしてよい。
- ・くつ下の色は、黒・紺・白色の無地（ワンポイントは可）とする。
- ・夏服は、制服の上着を脱ぐ。
- ・冬服は、制服の下に、黒・紺の無地（ワンポイントは可）のベスト・セーター・カーディガン等を着てもよい。また、黒や紺、白（無地）のタイツ・ストッキング・スパッツ（タイツ状でくるぶしまでのもの）を履いてもよい。

### (2) 体操服

- ・上着は、白の半袖（長袖）で動きやすいもの。パンツは、紺色のハーフパンツ。
- ・体操ズボンの下にタイツを着用してもよい。
- ・体操服の下の下着はよいが、長袖のタートルネック・ハイネックは着ない。
- ・既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。

### (3) 水着

- ・紺色スクール水着。ライン、ワンポイント可。ラッシュガード可（フード付き不可）

### (4) 水泳帽

- ・入学年度 R4:緑 R5:赤 R6:青 R7:オレンジ R8:白 R9:黄。

### (5) 手袋・マフラー・ネックウォーマー

- ・冬季は登下校時に着用してもよい。ネックウォーマー等で顔を隠して登校しない。耳当ては安全を配慮して禁止とする。休憩時間は手袋のみ着用してもよい。

### (6) 名札

- ・学校に着いたら付け、下校時は外して学級に置いて帰る。

### (7) 身だしなみ

- ・化粧・マニキュア・ペディキュア・まゆ毛を剃ることは禁止する。ミサンガ・ブレスレット・イヤリング・ピアス等の装飾品も禁止する。該当する児童は、特別な指導をする。また、保護者にも来校を求め、直して登校していただくよう依頼する。

## **2 頭髪について**

清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにさせる。

禁止の髪型をした児童には、保護者へ直すことを依頼する。

- ・健康上及び学習に不都合がない限り自由とする。ただし、前髪が目にかかる場合や学習に不都合がある場合は、ピンやゴムで留める。(色は黒・紺・茶にする) カチューシャ、髪飾りはしない。
- ・毛染め、脱色、パーマ等カット以外で行う髪型は禁止とする。

## **3 登校・遅刻・欠席・検温・早退・外出について**

- (1) 登校時刻は、7：45（開門）から8：15
- (2) 集団下校時刻は、15：40（ただし月・木曜日は、15：10）
- (3) 欠席・遅刻・検温の連絡は、8：15までに、保護者が学校に「すぐーる」で連絡する。そして、欠席・遅刻するときは、登校班の班長に知らせる。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して教室に行く。
- (4) 家庭の都合で早退する場合、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。許可なく学校外に出た場合は、家庭連絡をする。場合によっては、警察に保護願いを提出する。
- (6) 3日以上欠席が続く場合には、家庭訪問したり保護者等に来校を求めたりして、家庭との連携を密に取る。
- (7) 病気やケガ、入院等以外の家庭の都合や体調不良等での欠席が5日以上続く場合、また同様の理由で欠席日数が20日を超えた場合には、保護者に来校を求め、対応について連携をする。

## **4 学習規律について**

授業では自己の力を伸ばすため、学習規律について定める。しかし、授業妨害等で児童が落ち着いて学習できないようなことを行う場合は一時的に別室指導を行う。改善がみられない場合は、保護者に来校を求め、特別な指導を行う。

- (1) 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩く等して指導に従わない場合は、特別な指導（別室指導）を行い、保護者に連絡をする。
- (2) 再三の授業遅刻、教科書・ノート等の授業道具忘れは、繰り返し指導し、保護者と連携を行う。

## **5 不要物の持ち込みについて**

学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。違反があった場合、学校で預かり懇談時等に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

- (1) ゲーム、カード、漫画、雑誌等学習に不要なものを持ってきた場合には、指導の上、学校で預かり、保護者に返却する。指導しても続く場合は、保護者に来校を求め、指導する。
- (2) スマートフォン・携帯電話等の情報通信機器の校内への持ち込みは原則禁止する。無断で持ち込んだ場合は、指導の上、学校で預かり、保護者に返却する。
- (3) クロームブックは、活用手引きに従って取り扱う。故意に破損させた場合は、保護者と連携の上、弁償してもらう。

## **6 交通安全について**

交通ルールを守り、安全な歩行に努め、自転車の乗り方には十分に気をつける。

- ・自転車に乗るときは、必ずヘルメットを着用する。
- ・登下校の仕方、自転車の乗り方については、適時個別指導及び一斉指導を行う。
- ・交通ルールを守れない等の課題がある児童については、家庭と連携し、協力を得ながら個別指導を継続する。

## **7 特別な指導を実施するにあたって**

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。

### (1) 説諭（校長、教頭、生徒指導担当、担任等）

### (2) 学校反省指導

①別室反省指導（登校させて始業後、別室で日課に従った学習や作業及び反省を行う。）

②授業反省指導（別室指導において一定の成果が認められる場合に、通常の学校生活で学習や作業及び反省を行う。）

③別室反省指導及び授業反省指導の期間は、問題行動の程度や繰り返し等の状況を鑑み、学校が判断する。

### (3) 家庭反省指導（家庭において、保護者が該当児童に指導を行う。）

### (4) 保護者連携による指導（通常の学校生活で学習や作業及び反省を行い、保護者と連携を取りながら指導を行う。）

## **8 問題行動への特別な指導について**

次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

### (1) 法規・法令に違反する行為

#### ①飲酒、喫煙等

- ・事実確認と指導をした後、保護者に来校いていただく。場合に応じては、関係機関と連携を取る。
- ・校内で喫煙が確認された場合は、事実確認の上、指導する。その後、保護者に来校を求め、状況を説明し、家庭でも指導を行う。

#### ②対教師・対児童への暴力、威圧・強要行為

- ・事実確認と指導をした後、家庭連絡をする。また、家庭でも指導する。
- ・指導後、改善が見られない場合は、必要に応じて特別な指導をする。

#### ③建造物器物破損・落書きの指導

- ・事実確認と指導の上、家庭に連絡する。内容によっては、保護者に来校を求め、状況説明をする。
- ・落書きについては、事実確認と指導をした後、必要に応じて落書きをした当事者に落書きを消してもらう。

- ・不慮の事故でない限り、基本的には保護者が弁償する。

④窃盗・万引き・刃物所持等

- ・警察に補導された場合は、学校に連絡があった場合でも、保護者が引き取りを基本とする。
- ・校内で窃盗・刃物所持等が確認された場合は、事実確認の上、指導する。その後、保護者に来校を求め、状況を説明し、家庭でも指導を行う。

⑤いじめに関係している場合

- ・被害者的心に寄り添い、事実確認をした後、加害者の指導を行う。その後、保護者に来校を求め、状況を説明し、家庭でも指導を行う。

⑥火遊び・エアガン・海での遊びなどによる危険行為

- ・事実確認と指導の上、保護者に来校を求め、状況を説明し、家庭でも指導を行う。
- ・被害がある場合は、保護者、本人が弁償、謝罪を行う。

⑦その他法令・法規に違反する行為

- ・事実確認と指導の上、家庭に連絡する。内容によっては、保護者に来校を求め、状況説明をする。

**(附則)**

この規程は、平成28年 4月24日 施行	平成29年 4月 1日 一部改正
平成30年12月22日 一部改正	平成30年 4月 1日 一部改正
平成31年 4月 1日 一部改正	令和 3年 4月 1日 一部改正
令和 4年 4月 1日 一部改正	令和 5年 2月 1日 一部改正
令和 6年 2月 1日 一部改正	